

平成25年 第1回

南会津地方環境衛生組合議会  
定例会  
会 議 録

南会津地方環境衛生組合議会

平成25年第1回南会津地方環境衛生組合議会定例会議事日程

平成25年2月28日（木曜）午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第1号から議案第3号を一括上程  
(管理者提案理由の説明)
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について  
専決第1号 平成24年度南会津地方環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について  
専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第7 議案第1号 南会津地方環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第2号 平成25年度南会津地方環境衛生組合一般会計予算
- 日程第9 議案第3号 平成24年度南会津地方環境衛生組合一般会計補正予算（第4号）

出席議員（13名）

1番	五十嵐 司	議員	2番	猪股 謙喜	議員
3番	中野 大徳	議員	4番	山内 政	議員
5番	室井 亜男	議員	6番	阿久津 梅夫	議員
7番	石橋 明日香	議員	8番	高野 精一	議員
9番	星 嘉明	議員	10番	星 登志一	議員
11番	佐藤 孔一	議員	12番	齋藤 邦夫	議員
13番	芳賀沼 順一	議員			

欠席議員（無し）

説明のための出席者

目黒 吉久	管 理 者	湯田 雄二	副 管 理 者
大宅 宗吉	副 管 理 者	杉原 一成	会 計 管 理 者
渡部 啓一	事 務 局 長	近藤 美智夫	事 務 局 次 長
阿部 妙子	総 務 係 長		
	財 政 係 長		
書 記			
山内 泰生	財 政 係 副 主 査		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○芳賀沼順一議長 おはようございます。只今の出席議員は13名であります。

只今から、平成25年第1回、南会津地方環境衛生組合議会、定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。



◎会議録署名議員の指名

○芳賀沼順一議長 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、

5番、室井 亜男君及び、

6番、阿久津 梅夫君を指名いたします。



◎会期の決定について

○芳賀沼順一議長 日程第2、会期の決定についてを、議題にいたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日1日限りに決定いたしました。



○芳賀沼順一議長　ここで会議を一旦休議し、全員協議会に切り替え、本日の当初予算に計上してあります、東部聖苑の火葬業務委託及び、西部地域のごみ収集運搬業務委託に関し、ご協議をしていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。



### ◎全員協議会終了後、再開

○芳賀沼順一議長　それでは、再開いたします。

なお、質問にあたりましては、会議規則第55条の規定により、質問の回数が3回と規定されておりますので簡潔明瞭をお願いいたします。

日程第3、報告第1号から議案第3号までを一括上程いたします。

それでは、管理者より提案理由の説明を求めます。

管理者。

○目黒吉久管理者　本日ここに、平成25年第1回、南会津地方環境衛生組合議会、定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともに大変ご多忙の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

当組合も統合後、早くも1年が経過しようとしております。

一つになった本組合も、まだ施設そのものは2ヶ所ずつあることから、業務内容は以前のまま進んでおりますが、業務運営の方法に違いはあったものの、お互い同じ施設どうし、良いところは見習い、不便なところは見直しをしながら、現在業務を進めているところでありますので、今後はますます、お互いの施設間の連携を取りながら、順調に業務が運営されるよう努めてまいりますので、これからも議員の皆様方からのご指導、ご協力をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日提案いたします議案について、ご説明を申し上げたいと思います。

まず、報告第1号の専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

専決第1号の平成24年度、南会津地方環境衛生組合、一般会計補正予算(第3号)をご報告いたします。

本件は、統合前の西部環境衛生組合の財政調整基金のうち、国債として運用をしていた分が、本年1月で満期となり、繰入金として受け入れを行うため、議会を招集する時間的な余裕がなかったため、地方自治法の規定により、専決をさせていただきましたので、議会の承認を求めるものであります。

更に、本繰入金は今回提案してあります、補正予算第4号で返還金として、構成町へ返還する補正を行っておりますので申し添えます。

次に、報告第2号の専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

専決第2号の損害賠償の額の決定及び和解につきましては、平成24年9月13日に発生した、車両事故による損害賠償に関し、和解をいたしましたので、南会津地方環境衛生組合、管理者の専決事項の指定について、第1条第1項第1号の規定により、専決処分をさせていただきましたので、議会の承認を求めます。

次に、議案第1号の南会津地方環境衛生組合、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の、一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案は、改正前の廃棄物の処理、及び清掃に関する法律で、廃棄物処理施設の維持管理に関する、技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければならないとされており、その技術管理者の資格に関する基準が、定められておりましたが、平成24年4月1日に施行された、法律の改正により、その技術管理者の資格に関する基準を、条例に委任することとなったため、今回条例で定めることとしたものであります。

次に、議案第2号、平成25年度、南会津地方環境衛生組合、一般会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出それぞれ、1,050,283,000円とし、前年度の当初予算に比較しまして、100,272,000円の増であります。

なお、主な増額の内容につきましては、歳入では繰入金及び繰越金の増、歳出では総務費の財政管理費で、国債の返還、返還金並びに積立金、及び衛生費では、新規事業といたしまして、東部聖苑の火葬業務委託、西部斎苑の非常用発電機設置工事、東部衛生センターの施設内曝気槽の清掃業務委託、西部環境の構内舗装工事、西部・只見地区のごみ収集運搬業務委託を新たに計上いたしましたので、増額となっております。

それでは、歳入についての概要を、ご説明申し上げます。

まず、分担金及び負担金は、924,762,000円で、前年度当初予算に比較して、78,572,000円の増であります。

次に、使用料及び手数料は、96,051,000円で、前年度に比較して、91,000円の減であります。

なお、その主な内容は、斎場使用料で1,040,000円の増額、収集運搬許可手数料で72,000円の減額、し尿処理手数料で140,000円の増額、し尿汲取り手数料で11,000円の減額、浄化槽維持管理手数料で2,621,000円の減額、ごみ処理手数料で1,433,000円の増額となっております。

次に、財産収入は60,000円で、これは平成25年度満期分の国債の利息分であります。

次に、繰入金につきましても、財産収入と同じ、国債満期時の元金分で、15,000,000円であります。

次に、繰越金につきましては、10,000,000円を計上いたしました。

次に、諸収入につきましては4,410,000円で、歳計現金運用利子を41,000円、雑入では4,369,000円を見込み、前年度に比較して、74,000円の増であります。

よって、歳入合計は、1,050,283,000円で、前年度に比較して、100,272,000円の増であります。

つづいて、歳出についての概要を、ご説明申し上げます。

まず、議会費につきましては1,096,000円で、前年度に比較して499,000円の増であります。

これは、平成25年度に議会において、先進地視察を予定いたしましたので、増額となったものでございます。

次に、総務費は99,833,000円で、前年度に比較して、22,449,000円の増となっております。

その主な内容といたしましては、財政管理費内で、国債の構成町村への返還金として15,060,000円、及び決算剰余金の積立金として5,000,000円であります。

次に、衛生費は火葬場、し尿処理施設、ごみ処理施設の人件費、及び管理

運営費として、939,354,000円で、前年度に比較して、77,324,000円の増であります。

その主な増額の内容としましては、まず、保健衛生費で24,408,000円の増、清掃費で52,916,000円の増額分であります。

次に、予備費は前年同様、10,000,000円を計上いたしました。

よって、歳出合計は、1,050,283,000円で、前年度に比較いたしまして、100,272,000円の増であります。

なお、平成25年度の当初予算につきましては、統合計画時点からの決定事項でもありました、東部聖苑の業務委託、及び西部・只見地区の一般ごみ収集運搬業務委託について、計上をさせていただきましたが、両委託業務ともに、経費的な削減効果もあり、更には、町民の皆様方からの要望も、盛り込みやすい状況となることから、厳しい構成町の財政状況ではありますが、統合時の決定のとおり、業務委託を実施したいと考えるので、ご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に議案第3号、平成24年度、南会津地方環境衛生組合、一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,897,000円を減額し、総額を1,124,666,000円とするものであります。

まず歳入でございますが、第2款の使用料及び手数料につきましては、東部聖苑の斎場使用料で、1,742,000円を追加し、22,462,000円とするものであります。

次に、第3款の国庫支出金で、3,343,000円を減額し、17,009,000円とするものであります。

これは当初、福島原発事故に伴う、放射性物質測定業務委託料を、国庫補助金として計上しておりましたが、直接、東京電力への賠償請求となったことから、雑入へ収入見込みとして計上いたしましたので、今回減額をするものであります。

次に、第5款の諸収入では、296,000円を減額し、56,450,000円とするものであり、歳入合計で、1,124,666,000円とするものであります。

つづいて歳出につきましては、第2款、総務費の財政管理費で、満期分の

国債を、南会津町及び只見町へ返還するため、100,230,000円を追加し、総務費の合計を、197,041,000円にするものであります。

次に、第3款の衛生費は、斎場費及びし尿処理費、ごみ処理費のそれぞれに係る人件費、及び施設運営費であります。まず、保健衛生費につきましては、環境行政費の西部環境センター内除雪費、及び構内配電線路改修工事で、2,739,000円の追加、さらに斎場費の需用費で、358,000円を減額し、67,125,000円にするものであり、清掃費につきましては、清掃総務費の賃金で、693,000円の追加、し尿処理費の委託料で、1,265,000円の減額、ごみ処理費の需用費で、4,869,000円の追加、及び委託料で566,000円を減額し、829,202,000円とするものであります。

次に、第4款の予備費を、108,239,000円減額し、補正後の額を30,673,000円とするものであり、歳出総額を1,124,666,000円とするものであります。

以上、本定例会に提出いたしました、議案の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

---

○芳賀沼順一議長 日程第4、「一般質問」については、質問の通告がありませんでしたので、省略いたします。

---

○芳賀沼順一議長 日程第5、報告第1号、専決処分報告についてを議題といたします。  
質疑、ございますか。

[「なし」という者あり]

○芳賀沼順一議長 これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

討論は、ありませんか。

[「なし」という者あり]

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、報告第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「なし」という者あり]

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号は、原案のとおり可決されました。



○芳賀沼順一議長 日程第6、報告第2号、専決処分の報告についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「ありません」という者あり]

○芳賀沼順一議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、ありませんか。

[「なし」という者あり]

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、報告第2号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「なし」という者あり]

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、報告第2号は、原案のとおり可決されました。

---

○芳賀沼順一議長 日程第7、議案第1号、南会津地方環境衛生組合、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「ありません」という者あり〕

○芳賀沼順一議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔「なし」という者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」という者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

○芳賀沼順一議長 日程第8、議案第2号、平成25年度、南会津地方環境衛生組合一般会計予算についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○10番星登志一議員 議長、10番。

○芳賀沼順一議長 10番、星君。

○10番星登志一議員 3点ほど。

まず、第1点目、12ページの23節の中身がよくわからないので、この説明をお願いしたい。

それから、全体的に見た質問をいたしますけれども、予算書を見ると、委託料に関する金額が非常に多い。

委託料の中でも、随意契約が多いんじゃないかなと思われる訳ですけども、この委託料の中の随意契約を、透明性を図るためにはどんなふうな工夫をしているのか、あるいは、今後、どんなふうな方法で透明性を議会あるいは町民にわからせようとしているのかが1点。

もう一つは、修繕費が約230,000,000、10年やれば2,300,000,000円になるわけですけども、ここでせっかく三町の町長さんがいらっしゃいますし、それから議長さんもいらっしゃるわけですから、この辺の改革をしていかないと組合が持つかどうか。すぐには出てこないでしょうけど、ここ4、5年たつと組合が持つかなど。各町村がそれだけお金を出せるかなという問題が出てくるので、一つここは3町村で過疎債というものがありますので、最近では規制緩和も出てます。

そういった意味からいうと、町長、議長あたりが先頭になってこの過疎債を何とかこういった修繕費の方に使わせてくれと、過疎債の項目に入れてくれというような活動をすべきじゃないかと思えますけど、その辺の考え方を伺います。

○渡部事務局長 はい、議長。

○芳賀沼順一議長 局長。

○渡部事務局長 10番議員さんからのご質問で、第1点目の当初予算12ページの23番の償還金利子及び割引料、ここの内訳、内容だったと思いますが、こちらにつきましては同じ予算書の歳入の方に、予算書8ページ、こちらの方に財産収入と繰入金、こちらの方で載せてございますが、こちらは補正予算の方で載せた国債とは別にもう1件ございまして、25年度に満期となる国債がもう1件ございます。こちらの方が満期となりますことから15,000,000円ほどを繰入金として設けてございます。それに対する利子といたしまして財産収入で60,000円を載せてございます。

この、繰入した部分を先ほどの支出の部分の返還金というような形で構成町へ返還というような内容の予算になっております。

続きまして、委託料、修繕等の随契の部分の話だったかと思いますが、確かに、当組合、随契でやっている部分の修繕、委託料ともに金額が大きい部分でございます。こちらの方、どうか改善ということで、事務局の方で色々検討は今現在もしてございます。で、できればというか、他の地区外からの業者さんを入れるのであればこういったものの軽減も図れるのかなというような部分がございますが、今現在委託の場合ですと、地元の業者さんがほとんどでございます。で、こちらの方で、人員確保なり、地元優先で実施している部分も雇用の確保の場を設けているという部分もございますので、なかなかよそから業者を入れて、その業者にやらせるというようなことができない部分でございますので、業務自体の中身を組合とその委託を落札した業者、こちらの方で打合せを頻繁に行いまして中身が劣化しないような形、委託料に関しましても膨大な上乘せにならないような内容の検討は今現在も進めているところでございます。

そこで、先ほどもあったように、入札という形が一番いいのかなと思いますが、やはりここで、地元還元ということもございまして、雇用の確保という部分もございまして、なかなかよそということができませんのが現状でございます。

先ほども申しましたとおり、内容、業務の内容について中身を濃いものにして業務を図っていきたいというような考えで進んでいるところでございます。

○芳賀沼順一議長 あとは、管理者の方で、過疎債について。

○目黒吉久管理者 はい。

○芳賀沼順一議長 はい、管理者。

○目黒吉久管理者 はい。色々と維持管理費、修繕費等々、本当に高額になっております。

まさしく、この衛生組合の管理の大方が修繕費、相当大きなお金がかかっておりますので、色々と過疎債の提案がございましたが、もちろん我々も十分色々対応できる資金の財源手当ての等々は、各構成町村との財務担当者と相談しながら、十分指示をしながら、いろんな形だけで有利な起債が起こせ

るように財政担当ができるような形のことを打合せをしながら取り組んで参るという事だろうと思います。

もう一点は、もちろんこういった管理ですね。長期化に向けた日頃の維持化に向けた、職員一丸となった取り組みも指示しまして、今後の適正な運営に心掛けて参りたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○10番星登志一議員 議長、10番。

○芳賀沼順一議長 10番、星登志一君。

○10番星登志一議員 はい。随意契約については多分、あと3年くらいたつと、町でいえば、指定管理者の問題も出てきますので、そろそろそこに向けてあと2、3年後には多分問題になるのではないかな、という事からいえば今からやっぱり類似町村の同じような組合はどんなふうに行っているかという勉強しておかないと問題が出てからの対応ではちょっと遅くなると思いますのでそのことを肝に銘じて活動してもらいたいと思います。

それから、修繕費についてですけれども、これはぜひとも3町長、まず、いまだかつてまだ要求は県にしていらないと思うんです、私は。で、私も色々な勉強会も出ていますけれども、特に過疎債については県の判子があればどうにでもといえは語弊がありますけども、大体が県の判子があれば通るようなシステムになっているはずなんです。

ですから、1つ、そういった意味では広域でも何でもいいですけれども、三町、それから議長が力を合わせてまず1度県の方に提案してみる必要があるのではないかと、こんなふうに思うんですけど、再度お答えをお願いいたします。

○目黒吉久管理者 はい。

○芳賀沼順一議長 管理者。

○目黒吉久管理者 後段の方につきましては今おっしゃっていたことを踏まえながら、三町さん、首長どうし、色々連携を図りながら勉強しながら、また当然組合さんの方には申し上げることは申し上げていきたいというふうに思っております。

○10番星登志一議員 了解。

○芳賀沼順一議長 他に質疑ありませんか。

○8番高野精一議員 はい、議長8番。

○芳賀沼順一議長 8番、高野君。

○8番高野精一議員 えーと、私からはですね、この分担金の方見ておりましたんですが、実は私、我が町の一般質問において、このごみの収集については有料化の認識はあるかということをお前の執行部に聞いたならば、半分はあるという答弁をいただいたことがあります。それで私も、いろいろ調べてきましたら、坂下町で、1ロール500円でこう、ごみの可燃物の袋を売っていると、そして、その差額を商工会の方の収入にしている。で、私は前から、この1ロールからいくらか、この組合に収入として入れてほしいということを質問した経過もあります。これから高齢化も進んでいく中で大変な思いをして分担金を出していくことになれば、少しでもそういう危険を組合としては必要になっていくのではないかと思いますのでその辺を管理者から答弁をいただければありがたいかなと思います。

○渡部事務局長 はい、議長。今、管理者からという議員さんからの質問でございますが、私の方で、今現在議員さんが質問されました坂下町の調べた部分で、同じ部分がありましたので、私の方で答弁させていただきたいと思っております。

確かに、ごみの有料化、こちらの方は、組合の方が進んでいくうえで大事な部分だと考えております。

統合準備委員会の中でもこの話が出まして、こちらの方につきましても新組合統合後に検討をしていくというような内容で調整はまともまっております。

我々といたしましても、今後、最終処分場とかの建設も控えてございますが、そちらの有料化に関しても検討を進めていきたいと考えてございます。具体的にはいつからだというようなことは出ておりませんが、早ければ今年度内からの担当レベルでの協議から移っていきなという形では考えてございます。

有料化に関しましては、町民の方からの負担になりますので、やはりその辺は慎重に協議していきたいと考えてございますのでまたその時になりましたら議員の皆様方と、施設運営委員会もござりますのでそちらの方を開催させていただいたり、また全員協議会で協議していただいたりするという事もあると思っておりますので、その時はよろしくお願ひしたいと思います。

- 8番高野精一議員 はい、了解。
- 芳賀沼順一議長 他に質疑ございますか。
- 1番五十嵐司議員 議長、1番。
- 芳賀沼順一議長 はい、1番。五十嵐君。
- 1番五十嵐司議員 9ページの雑入で、7番目の有償入札拠出金という、あまり聞き慣れない言葉ですが、ご説明をお願いします。
- 近藤事務局次長 はい。
- 芳賀沼順一議長 はい、次長。
- 近藤事務局次長 こちらは、ペットボトル、ガラス瓶等をリサイクル協会の方に処理の委託をお願いしているところですが、その中でリサイクル協会の方で中間処理をする業者を入札しているわけです。組合から収集して梱包した物をリサイクル協会の方に出荷します。それから、資源化する業者さんの方に行くわけなんです。その入札した際の処理料、かかった料金と入札額の差額が出る部分がございます、まあ、利益ですか、その利益が組合の方に還元されるものなんです。
- よろしいでしょうか。
- 1番五十嵐司議員 はい、わかりました。
- 芳賀沼順一議長 よろしいでしょうか。
- 他に質疑ありませんか。
- 室井亜男議員 はい、議長。
- 芳賀沼順一議長 5番、室井亜男君。
- 室井亜男議員 議員の研修は予算を取ってもらえたようでございますが、やはり、良い気候を見て、全員が参加できるように取り計らってほしいと思います。
- 13ページの除雪業務委託料が1,730,000円取ってございますが、1か所なのか、1,730,000円という膨大な金額でございますが、何か所かあるのかなとは思いますが、例えば1,730,000円で、3年もすると5,000,000円ですから3年もすると、1台の小さなローダーでも買った方がいいのかなという解釈をする訳でございますが、どのぐらいの、何か月で、何か所で、1,730,000円の中に入っているのかを教えてください。
- 渡部事務局長 はい、議長。

○芳賀沼順一議長 局長。

○渡部事務局長 ただいまの、環境行政費の中の13、委託料、この中の1番最後の除雪業務委託料1,730,000円の内訳でございますが、こちらにつきましては、東部地区で、冬期間12月から3月までで、315,000円ほど予算を取ってございます。

あとは西部環境さん、こちらの方は、施設内全域、こちらを除雪委託してございますので、そちらの方で1,414,000円の予算計上となっております。  
東部と、西部の分でございます。よろしく申し上げます。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

○室井亜男議員 議長。

○芳賀沼順一議長 5番、室井亜男君。

○室井亜男議員 そうすると、これは毎年という数字になるかと思うのですが、これから東部斎苑が民間に委託業務をするわけですが、ミニローダーというものを、例えば買って預けておくことによって、毎日火葬はないわけでございますのでその合間を見て除雪というものは、私はできるような感じはしますので、今後やはり、火葬場に西部も東部も同じでございますが、少しそのような方法を1つ除雪機械というものを、この辺では豪雪地域指定になってますので、相当な、安く買えるわけでございますので、1つそのようなことをやはりこれから検討して、両方の火葬の民間委託したその人たちにこれの中身というか、運転をやってもらうと。こういうようなことを私は検討すべきじゃないかと。たとえば、10年たった場合にこちらは3,100,000円、あちらは14,000,000円かかるわけです。

やはりこういうことを考えていただきたいというお願いでございます。

○渡部事務局長 はい、議長。

○芳賀沼順一議長 局長。

○渡部事務局長 今、5番議員さんの方からお話しありましたとおり、今後に関しましては色々な面で経費のかからない方で、色々検討していかななくてはならないと、細部にわたって考えておりますので、そのような方向でいきたいと考えております。

先ほど申しました、東部聖苑の315,000円ほど除雪費がかかってございますが、こちらは、実は以前700,000円以上かかっていた部分でございます、

こちらにつきましては、東部クリーンセンター、ごみ処理場の方で使っておりましたミニローダー、こちらのほうを廃棄処分するところが、ちょっとガタはきてますが、まだ動くということで、こちら東部聖苑に持って行って使っているということでございます。

こちらの部分で、経費が抑えられて、今現在300,000円ほどでまかなってございますので、こちらに関しましては、朝早い時間帯の部分の除雪、こちらの方でまかなうような形にしております。

今後、委託業務をした場合でも委託業者さんの方で、日中とか朝出勤の時の部分に関しましては、それらの設備を使っていただいて、除雪をお願いをするっていう方向で考えてございますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

○室井亜男議員 はい。

○芳賀沼順一議長 他に質疑ありませんか。

○山内政議員 はい、議長。

○芳賀沼順一議長 4番、山内政君。

○山内政議員 斎場費に関して、13ページ分に関して質問をさせていただきます。

東部、西部、2つの斎場があるわけですが、私、利用者からご指摘をいただきました。その、年寄りが行ったときに、いわゆる車がないと。それで、いわゆる車椅子等がないと、バイアフリー化しないと、なかなか大変だと思うんですけれども、現実に東部西部、車椅子の利用者に対してそういう物を備えているのかどうか。

もしもないようであれば、今後、これは備品費にのっかってないのですが、緊急対策修繕費でもいいかなと思ったんですけども、ぜひ、高齢者の利用者の為にぜひ便宜を図っていただきたいというふうに思うのですが、斎場費に絡めてなんです、答弁をよろしくお願いいたします。

○渡部事務局長 はい、議長。

○芳賀沼順一議長 局長。

○渡部事務局長 ただいま、4番議員さんの方からのご指摘のとおりでございます、斎場の方かなりお年寄りの方、それからご不自由な方、見られます。

東部聖苑の場合、車椅子の方は準備させていただいております。設置して

ございますので、西部環境の方は今現在、まだ設置してありませんので至急こちらの方は整備したいと思います。

西部斎苑の場合、施設的に古いものでございますから、ちょっと段差がございます。その辺ちょっと、若干ご不便をかけるとは思いますが、その辺なるべくその高低差のところに傾斜を図る等の工夫をいたしまして、車椅子等は整備したいと考えております。

よろしく願いいたします。

○山内政議員 了解。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

○芳賀沼順一議長 ほかに、質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○芳賀沼順一議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔「なし」という者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第2号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」という者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。



○芳賀沼順一議長 日程第9、議案第3号、平成24年度南会津地方環境衛生組合、一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

ただちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○芳賀沼順一議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

○芳賀沼順一議長 これから討論を行います。

討論は、ありませんか。

[「なし」という者あり]

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

○芳賀沼順一議長 これから、議案第3号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「なし」という者あり]

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。



### ◎閉会の宣告

○芳賀沼順一議長 これで、本日の日程は、すべて終了いたしました。

平成25年第1回南会津地方環境衛生組合議会定例会を閉会いたします。

ごくろうさまでした。

なお、一般質問の時間についてですが、今までは5時15分まででしたが、次から、午後4時までにしたと思いますのでよろしくお願いします。

ご了解ください。

閉会 午前11時55分



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員